

(写)

監査 第 75 号  
平成 24 年 12 月 21 日

様

三重県監査委員 植 田 十志夫  
三重県監査委員 田 中 正 孝

## 住民監査請求について

平成 24 年 10 月 26 日に提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

なお、本件請求において、青木謙順監査委員及び後藤健一監査委員は、法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

## 記

## 第 1 監査の請求

## 1 請求の趣旨

三重県職員措置請求書、事実証明書に記載された事項、陳述の内容及び追加陳述書を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

三重県議会議員(以下「関係人」という。)に関する、平成 23 年度の議員に係る政務調査費の支出には問題があり、法第 100 条第 14 項及び第 15 項(平成 24 年法律第 72 号による改正前のもの。以下同じ。)の規定に基づき定められた三重県政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年三重県条例第 49 号。以下「条例」という。)に規定されている三重県議会議員(以下「本県議会議員」という。)の調査研究に資するための必要な経費とは認められない、違法ないしは不当な請求をしている。

(1) 事務所費として、株式会社と折半のうえ、平成 23 年 5 月分ないし 24 年 3 月分の各月 30,000 円、合計金額 330,000 円を計上しているが、当該事務所とされている箇所は、関係人の親族が代表取締役をしている株式会社に係る事務所であり、政務調査活動の事務所として使用の実態が外部から観てもないことを確認している。

以上のことから、事務所費関係分として請求された 330,000 円は、突出した経費として計上されており著しく不当性が高い。

(2) 三重県版事業仕分けや議員報酬等に関する在り方調査会(以下「議員報酬在り方調査会」という。)まで政務調査であるとして、これに係る旅費等を調査研究費として計上しているが、議員報酬在り方調査会の結果は後日議会に何らかの形で報告されるものであり、これらの支出は県民感覚として容認できないものである。自らの主張に資するのであれば行くのは当然であるが、県政に資するものではない。

以上のことから、平成23年9月17日分の用務が「三重県版事業仕分け調査」とされている2,700円、23年10月17日分の用務が「議員報酬あり方調査会参加」とされている2,600円、23年11月9日分の用務が「議員報酬あり方調査会、ヒアリング、伊勢総合庁舎現場調査」とされている4,400円、24年1月30日分の用務が「議員報酬あり方調査会傍聴(調査会出席)」とされている2,600円及び24年3月26日分の用務が「議員報酬あり方調査会(政務調査ヒアリング)第9回あり方調査会傍聴」とされている2,600円、合計金額が14,900円となる調査研究費は、全く不当な支出である。

(3) 松阪市内に居住する者はもちろんであるが、本県議会議員であれば当然行くべき祭りについてまで、政務調査と称してこれに要した経費まで政務調査費に計上している。本県議会議員であるので、県内の全ての祭りに行っておれば格別、これらは全て松阪市内の祭りばかりであり、一般市民であれば自らの小遣いで行っているものである。

以上のことから、平成24年2月19日分の用務が「うきさと町の過疎地域の活性化事業の調査、美し国市町対抗駅伝応援による調査」とされている1,800円、24年2月26日分の用務が「三雲町(松浦武四郎調査)飯高町川俣(住民協議会活動調査)大河内街づくり協議会調査」とされている3,900円及び24年3月10日分の用務が「松阪観光振興調査(第4回宝恵籠道中)」とされている450円、合計金額が6,150円となる調査研究費は、容認できない不当な支出である。

(4) 社団法人倫理研究所(以下「倫理研究所」という。)が主催する、宗教性の強い団体とすることができる倫理法人会による早朝会の会費を政務調査費として計上しているが、一般人が自己の研鑽のために参加する研修会の費用であって、県政に資するものではない。

以上のことから、平成23年5月分ないし24年3月分の各月10,000円、合計金額110,000円の研修費は、到底容認できない違法性の高い不当な支出である。

(5) 資料購入費のうち「その他資料購入費」として94,550円支出しており、その中には日本建築学会資料年間購読料12,000円が含まれているが、これは関係人が建築士であるからであり、そのツケを県民の税金で支払わせようとするものである。

また、株式会社■■■■は会社組織であり、上記購読料は経費算入できる性質のもので、これを生かして質問をしたとしても、建築士としての職業上当然知り得る知識、常識であり、その一部でもあることから、質問できるのはごく当たり前のことであり、県政に資するとはいえない。

また、資料購入費の「その他資料購入費」のうち日本建築学会資料年間購読料12,000円以外の新聞購読料等についても、全て政務調査費が充てられており、これらについて税金で支払われることには疑問がある。

以上のことから、資料購入費のうち「その他資料購入費」として支出された94,550円については、全て不当な支出である。

(6) 広報費の支出は、その内訳や添付された文書で判断すると、■■■■の政党活動がほとんどであり、入会案内までである。また、封筒には■■■■との記載もあり、通信費を含めてこれらは全て政党から支出されるべきものである。

更に、「活動報告(保存版)」との表題の広報紙(以下「活動報告」という。)は、既刊の広報紙を合本したものであり、そもそもこのような冊子を改めて発行し、これに要した費用を政務調査費で支出することは認められない。

以上のことから、広報費として支出された374,990円については、違法性の高い不当な支出である。

(7) 上記第1の1(1)ないし(6)に記載の事項は、いずれも不当な支出であるから、三重県知事は関係人に対して上記第1の1(1)ないし(6)に記載された事項について支出された合計金額930,590円を返還するよう命じることを請求する。

## 2 監査対象事項

本件請求にかかる監査対象事項は、「関係人に関する平成23年度の議員に係る政務調査費の各使途項目別の支出中、事務所費のうち上記第1の1(1)記載関係分の330,000円、調査研究費のうち上記第1の1(2)及び(3)記載関係分の計21,050円、研修費のうち上記第1の1(4)記載関係分の110,000円、資料購入費のうち「その他資料購入費」の94,550円並びに広報費の全額である374,990円、合計金額930,590円に係る支出は、違法ないしは不当な公金の支出に当たるか。」とした。

## 3 対象部局の監査等

平成24年11月20日に、政務調査費に係る事務を所管する三重県議会事務局(以下「議会事務局」という。)の監査を実施した。

また、平成24年12月7日に、関係人に対し文書にて調査を実施したところ、24年12月14日付けで回答(以下「関係人調査回答」という。)を得た。

## 第2 事実関係の調査

### 1 政務調査費制度の概要

#### (1) 法律の規定

政務調査費制度については、法第100条第14項及び第15項に規定され、第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

政務調査費制度の趣旨については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。」(最高裁平成17年11月10日第一小法廷)とされている。

#### (2) 条例の規定

これを受け、三重県では条例を制定し、本県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して政務調査費を交付することとした。条例は第9条(政務調査費の使途)において、「会派及び議員は、政務調査費を別表に定める使途の項目ごとに議長が別に定める使途基準に従い支出しなければならない。」と定めている。

なお、本件請求では、関係人の議員に係る政務調査費の一部について監査対象事項としたことから、これに関連する記述のみを行い、会派に係る政務調査費については原則として記載していない。

#### 条例 別表(第9条・第10条関係)

種別	使途の項目
議員に係る政務調査費	調査研究費 研修費 会議費 資料作成費 資料購入費 広報費 事務所費 事務費 人件費

#### (3) 議長が定める基準

更に、議長が別に定める使途基準として、三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成19年三重県議会訓令第2号。以下「規程」という。)第5条(政務調査費の使途基準。以下「本件使途基準」という。)は、「条例第9条に規定する政務調査費の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政

務調査費については別表第2のとおりとする。」と規定している。

規程 別表第2(第5条関係)

使途項目	支出科目及び内容
調査研究費 議員が行う三重県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費	旅費(調査、視察、研究活動等に要する旅費) 需用費(調査研究活動に必要な消耗品等) 委託料(個人・団体に調査研究を委託する経費) 負担金(調査研究に必要な研究会等参加負担金) その他(連絡調整に必要な経費等)
研修費 団体等が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費	旅費(研修会等へ参加するのに必要な旅費) 負担金(研修会、講演会に参加するための負担金) その他(連絡調整に必要な経費等)
会議費 議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費	旅費(会議の準備、運営参加等に必要な旅費) 需用費(会議の消耗品、茶菓代、資料印刷費等) 使用料(会議の会場及び機材借上費) その他(連絡調整に必要な経費等)
資料作成費 議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費	需用費(資料の印刷製本費等) 手数料(作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等) その他(連絡調整に必要な経費等)
資料購入費 議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費	図書購入費(書籍等購入に必要な経費) その他資料購入費(新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入費等)
広報費 議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費	旅費(広報活動に必要な旅費) 需用費(広報紙、報告書等の印刷製本費等) 通信運搬費(広報紙、報告書の配布送料等) その他(連絡調整に必要な経費等)
事務所費 議員が行う調査研究に必要な事務所の設置、	賃借料(事務所の賃借料) 管理運営費(事務所の光熱水費等に要する経費) その他(事務所の管理運営に要する経費)

使途項目	支出科目及び内容
管理に要する経費	
事務費 議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費	需用費（事務用品等の消耗品購入費用等） 通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等） その他（備品購入、リース又は連絡調整等に必要な経費等）
人件費 議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費	職員の給料、手当、社会保険料、賃金等

#### （４）ガイドライン

規程の運用については、「政務調査費を使用するに当たり、これまで規程で定める使途基準の外には議会として統一されたガイドラインもなく、議員間において統一性に欠ける課題」（「政務調査費ガイドライン（平成21年6月改正版）」2頁）があったことから、議長の提案により、平成19年12月に全会派の経理責任者を含む8名の議員で構成される「政務調査ワーキンググループ」が設けられ、全国都道府県議会議長会の資料に基づき、政務調査費の使途の基準・按分の考え方等について議論した結果、20年3月、議会として統一した「政務調査費の運用に係るガイドライン」が策定された。

また、平成20年4月1日に改正条例が施行され、収支に係る報告書に全ての領収書添付が義務付けられたことなどから、21年3月に「政務調査費ガイドライン（平成21年3月改正版）」が策定され、20年度交付分から適用されており、その後「政務調査費ガイドライン（平成21年6月改正版）」（以下「ガイドライン」という。）として改訂されて現在に至っている。ガイドラインは、政務調査費の一層の適正な執行を確保するため、会派及び議員が政務調査費を充当するに当たっての具体的基準として示されている。

## 2 関係人の議員に係る政務調査費の支出等の状況

### （１）会派等の通知

条例第6条第1項には、「議長は、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について、議長が別に定める様式により毎年度4月5日までに知事に通知しなければならない。」とあるが、条例第6条第2項においては、年度途中で異動が生じた場合の事務処理について「議長は、前項の規定による通知の後、当該年度終了までの間において、前条の規定による届出がなされ、前項の規定による通知の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により速やかに知事に通知しなけれ

ばならない。」と規定している。事実関係を調査したところ、平成 23 年 4 月に本県議会議員の一般選挙が執行され、関係人の議員の任期は 23 年 4 月 30 日からであるため、年度途中における異動として、条例第 6 条第 2 項に基づき、23 年 5 月 12 日付け三議第 80 号にて、関係人が 23 年度政務調査費の交付を受けようとする議員である旨の通知がなされていた。

## ( 2 ) 交付の決定及び支出負担行為

### ア 当初交付決定

条例第 7 条には、「知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。」とあるが、事実関係を調査したところ、平成 23 年 5 月 12 日付けで交付決定がされていた。

なお、関係人の議員に係る交付決定の内容は、交付決定額 1,980,000 円（交付月額 180,000 円、第 1 四半期 360,000 円、第 2 ないし第 4 の各四半期が、それぞれ 540,000 円）であった。

また、交付決定に基づき平成 23 年 5 月 12 日付けで、支出科目、平成 23 年度、一般会計、( 款 ) 議会費 ( 項 ) 議会費 ( 目 ) 議会費 ( 節 ) 負担金、補助金及び交付金、にて支出負担行為が決議されていた。

### イ 変更交付決定

平成 23 年 7 月 1 日に条例の一部を改正する条例が公布されたことにより、会派に係る政務調査費について交付決定額の減額があったが、議員に係る政務調査費については変更がなかった。

このため、関係人の議員に係る政務調査費についても、交付決定額に変更はなかった。

## ( 3 ) 政務調査費の請求及び交付

条例第 8 条第 1 項には、「会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の 10 日（その日が県の休日に当たるときはその日に続く県の休日でない日）までに、議長が別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。」とあるが、事実関係を調査したところ、以下の表のとおり、平成 23 年度政務調査費請求書が提出され、これに基づき支出の命令がされていた。

(関係人の議員に係る政務調査費の請求等の状況)

	請求状況	支出状況		
	請求年月日	支出命令 起案日	支出命令 金額(円)	支払(予定)日
23年5~6月分	23年5月12日	23年5月17日	360,000	23年5月20日
23年7~9月分	23年7月1日	23年7月8日	540,000	23年7月14日
23年10~12月分	23年10月3日	23年10月6日	540,000	23年10月13日
24年1~3月分	24年1月4日	24年1月4日	540,000	24年1月12日
合計			1,980,000	

(4) 収支報告書

条例第10条第1項によれば、「会派の代表者及び議員は、議長が別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、毎年度終了後30日以内に議長に提出しなければならない。」とあるが、事実関係を調査したところ、平成24年4月11日付けで関係人の議員に係る政務調査費の収支報告書が提出されていた。

その記載事項は以下のとおりである。

- ア 報告対象期間：平成23年5月1日～平成24年3月31日
- イ 収入：政務調査費、1,980,000円
- ウ 支出：以下の表のとおり
- エ 残余额：657,577円

(関係人の議員に係る政務調査費の支出状況)

(単位：円)

	支出	内訳
調査研究費	103,820	旅費 103,820
研修費	113,250	旅費 2,750、負担金 110,500
会議費	5,110	使用料 5,110
資料作成費	0	
資料購入費	98,888	図書購入費 4,338、その他資料購入費 94,550
広報費	374,990	需用費 313,615、通信運搬費 61,375
事務所費	330,798	賃借料 330,000、その他 798
事務費	295,567	需用費 166,365、通信運搬費 45,727 その他 83,475
人件費	0	

合 計	1,322,423	
-----	-----------	--

( 5 ) 政務調査費の返還

条例第 12 条第 1 項によれば、「会派の代表者及び議員は、第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる額が生じた場合においては、当該額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。」とあるが、事実関係を調査したところ、関係人の議員に係る政務調査費の残余额 ( 657,577 円 ) については、平成 24 年 7 月 6 日付けで調定がなされ、同日に納入通知書が発付 ( 納期限は 24 年 7 月 30 日 ) されていた。なお、収納済通知書を確認したところ、納期限日である 24 年 7 月 30 日に全額が納付されていた。

( 6 ) 収支報告書等修正届

規程第 10 条第 1 項によれば、「会派の代表者及び議員は、条例第 10 条の規定により提出した収支報告書及び証拠書類等の記載等の修正をしようとするときは、第 16 号様式により議長に届け出なければならない。」とあるが、事実関係を調査したところ、以下の内容のとおり、修正届が提出されていた。

なお、以下は本件請求に係る関係分のみを抜粋したものである。

ア 平成 24 年 9 月 13 日付け収支報告書等修正届

これは平成 24 年度定期監査意見 ( 議会事務局に対する総括本監査の実施日は、24 年 9 月 12 日 ) を受け、9 月 13 日付けで収支報告書等修正届が提出されたものである。

なお、これらの修正は、誤記の訂正等を内容としており、返還額は発生していない。

- ( ア ) 平成 24 年度定期監査において、監査対象部局である議会事務局から提出された関係書面で確認したところ、事務所費に関して、事務所賃貸借契約書第 2 条第 1 項には、「                    後援会事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする」との記載があり、後援会活動経費への支出は、ガイドラインの規定 ( 「 使途基準」の「2 政務調査費を支出することが不適切と考えられる例」の「(1) 政務調査費を充当するのに適さない例」の「 後援会活動経費への支出」) では、政務調査費を充当するのに適しないとされているところ、事務所費を按分率 2 分の 1 として計上 ( 賃貸料月額 60,000 円に 11 月を乗じ、これに按分率である 2 分の 1 を乗じた 330,000 円 ) されている、との監査意見に対して、上記賃貸借契約書第 2 条第 1 項中の「                    後援会事務所」の「後援会」とある記載は誤記であるとして、当該部分を抹消して修正された上記賃貸借契約書の写しが提出された。

なお、訂正の理由としては、上記物件に関係人の後援会事務所を置くほか、政務調査活動の事務所として使用する必要があるため、賃貸人と協議のうえ改められたとしている。

- (イ) 平成 24 年度定期監査において、広報費に係る領収書等一覧における、平成 24 年 1 月 19 日支出「1 月広報印刷費 20,000×1/2」の支出金額が 20,000 (円) となっていることについて誤りがある、との監査意見を付したところ、「1/2」とある記載は誤記であるとして、修正された領収書等一覧が提出された。

イ 平成 24 年 12 月 3 日付け収支報告書等修正届

これは、関係人において、再度証拠書類等を精査したところ、修正を要すべき箇所があったとして提出されたものである。

なお、これらの修正に伴い、返還額が発生した。

- (ア) 事務所費に関して、事務所賃貸借契約書に記載の賃貸物件所在地(以下「物件所在地」という。)には、関係人の政務調査活動の事務所及び後援会事務所をそれぞれ置いているが、更に物件所在地には██████████政党支部を置いているとの理由により、按分率を 3 分の 1 とする修正を行った。

このことにより、既充当額 330,000 円から修正後充当額 220,000 円を差し引いた 110,000 円の返還額が発生することとなった。

併せて、事務所費として計上されていた蛍光灯 798 円についても、その全額を充当していたところ、3 分の 1 にて按分するとの修正が行われた。

このことにより、既充当額 798 円から修正後充当額 266 円を差し引いた 532 円の返還額が発生することとなった。

- (イ) 広報費に関して、活動報告及び 1 月広報について、その一部にそれぞれ政務調査活動に該当しない部分があるとの理由により、活動報告については 82%、1 月広報については 87%が、それぞれ政務調査費を充てることができる部分であるとして、所要の修正が行われた。

議会事務局の説明によると、「政務調査での充当しない箇所の高さを計測し、A4 紙の高さ(29.7 cm)との割合で削除率を求めた。その率を 5%刻みで削除したものをそのページの按分率とした。」として算出されている。

なお、平成 24 年 4 月 11 日付けで提出された収支報告書において、活動報告については、表表紙と裏表紙の各 1 頁及び内容 22 頁の合計 24 頁で構成されているところ、関係人は活動報告には政党活動といわざるを得ない紙面が 2 頁あるとして、その印刷に要した経費 213,780 円については、按分率である 24 分の 22 を乗じた 195,965 円を充当額としていた。

(活動報告に係る按分率算定の状況)

頁	内容	該当しない箇所の高さ (cm)	削除率 (%)	按分率 (%)
表表紙	活動報告表表紙	0	0.00	100
内容 1	あいさつ	3.3	11.11	85
内容 2	三重県議会 〇〇〇〇 広報 創刊号	1.3	4.38	95
内容 3	三重県議会 〇〇〇〇 広報 2号	0	0.00	100
内容 4	県議会一般質問の記事	0	0.00	100
内容 5	三重県議会 〇〇〇〇 広報 3号	0	0.00	100
内容 6	同上	0	0.00	100
内容 7	三重県議会 〇〇〇〇 広報 4号	3.0	10.10	85
内容 8	同上	0	0.00	100
内容 9	三重県議会 〇〇〇〇 広報 5号	4.4	14.81	85
内容 10	同上	0	0.00	100
内容 11	三重県議会 〇〇〇〇 広報 6号	2.7	9.09	90
内容 12	同上	0	0.00	100
内容 13	三重県議会 〇〇〇〇 広報 7号	6.1	20.54	75
内容 14	同上	0	0.00	100
内容 15	三重県議会 〇〇〇〇 広報 8号	15.5	52.19	45
内容 16	同上	7.9	26.60	70
内容 17	三重県議会 〇〇〇〇 広報 9号	0	0.00	100
内容 18	同上	4.4	14.81	85
内容 19	三重県議会 〇〇〇〇 広報 10号	4.8	16.16	80
内容 20	同上	4.4	14.81	85
内容 21	〇〇〇〇 2012年運動方針	29.7	100.00	0
内容 22	〇〇〇〇 入党申込書等	29.7	100.00	0
裏表紙	活動報告裏表紙	0	0.00	100
合計				1,980

上記の算定に基づき、活動報告については、按分率の和である 1,980 を、按分しないものとした際の和である 2,400 で除した 82% を按分率と定め、また、活動報告内にもある 1 月広報 (内容 13 頁及び内容 14 頁) については、按分率の和

である 175 を、按分しないものとした際の和である 200 で除した 87%を按分率として定めたことから、活動報告については、既充当額 195,965 円から修正後充当額 175,299 円を差し引いた 20,666 円、1 月広報については既充当額 20,000 円から修正後充当額 17,400 円を差し引いた 2,600 円、合計金額 23,266 円の返還額が発生することとなった。

(ウ) 以上のとおり、平成 24 年 12 月 3 日付け収支報告書等修正届の提出により、合計金額 133,798 円の返還額が発生したが、これについては 24 年 12 月 18 日に全額が納入された。

### 第 3 監査委員の判断

#### 1 結論

監査対象部局の監査の結果等から総合的に判断すると、第 1 の 2 の監査対象事項記載に係る支出については、平成 24 年 12 月 3 日付け収支報告書等修正届の提出に伴い発生した返還額 133,798 円が、24 年 12 月 18 日に納入されており、これを超えて更に返還を要する金額は認められない。

従って、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

#### 2 結論に至った理由

##### (1) 政務調査費支出の適否に係る判断基準

政務調査費制度に係る法の規定及びその趣旨については、第 2 の 1 (1) に記載のとおりであり、そのうち政務調査費の使途の基準に関しては、条例、規程及びガイドラインにおいて、それぞれ第 2 の 1 (2) ないし (4) に記載のとおり定められている。これらの規定等に鑑みると、「政務調査費が会派又は議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するためのものであることからすると、これをどのように活用するかは本来会派又は議員の自律的判断に委ねられるべき」(福岡高裁平成 24 年 1 月 31 日) ものというべきである。

他方、政務調査費の原資が公金であること、その使途が限定されていること、法第 100 条第 15 項及び条例第 10 条の規定に基づき、収支報告書を議長に提出するとともに、当該収支報告書には政務調査費に係る領収書その他の証拠書類の写し等を添付しなければならないとされていることなどからすると、これらの書類に照らし、社会通念上、県政に関する調査活動に資するための支出として、必要性、合理性を欠く支出については、本件使途基準等に合致せず法律上の原因がないものと認められる。(仙台高裁平成 23 年 9 月 30 日同旨)

また、違法性をもたらさないとしても、政務調査費制度の趣旨や本件使途基準等に照らし、適切であるということができない支出にあっては、当該支出は不当であ

ることができる。

ところで、本県の政務調査費の運用に当たっては、本件用途基準及びガイドライン等に則して運用されているところ、これらは、政務調査活動に資するものであるか否かの基準を具体化しているということができ、また、これらが政務調査費の制度の趣旨に反するものであることをうかがわせる事情は見当たらない。よって、監査対象事項とした各支出が政務調査活動に資する支出に当るか否か、ないしは不当でないか否かについては、本件用途基準及びガイドライン等に反していないか否か、ないしはこれらに照らし不当でないか否かを基準に判断するのが相当であるから、原則としてこれらに拠ることとする。(東京高裁平成 21 年 9 月 29 日同旨)

## (2) 事務所費 (第 1 の 1 (1) 関係)

請求人は、事務所費として株式会社[ ]と折半のうえ計上されているが、当該事務所とされている箇所は、関係人の親族が代表取締役をしている株式会社[ ]に係る事務所であり、政務調査活動の事務所として使用の実態が外部から観てもないことを確認しているなどと主張している。

しかし、事務所費として計上されている賃貸料は株式会社[ ]との折半ではなく、政務調査活動に係る事務所とそれ以外の事務所数の按分によるものと認められる。

また、親族の経営する会社の事務所の建物について賃貸料を支払うことは、「当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず」(大阪高裁平成 19 年 12 月 26 日)とされており、更に、ガイドラインにはこれらの事情がある場合は、政務調査費を充てることが適切ではないとの記述も見受けられない。

ところで、政務調査活動に係る事務所に関しては、三重県議会ホームページの関係人の議員紹介欄には、連絡先住所として物件所在地が掲載されていること、広報紙「三重県議会[ ]広報」各号には関係人の事務所として物件所在地が表示されていること、作成されている封筒にも事務所の住所として物件所在地が表記されていることが認められる。

また、議会事務局の説明によると、関係人からは、物件所在地は政務調査活動の事務所、後援会事務所及び[ ]の政党支部のそれぞれ事務所が置かれているとの説明を受けている旨が述べられている。

更に、関係人は当初から事務所費に係る政務調査費について、物件所在地に政務調査活動に係る事務所があるとして、按分率を 2 分の 1 としてこれを充当していることが認められる。

そうすると、物件所在地の事務所は、政務調査活動の事務所として使用されてい

るものであると認められる。

また、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成23年中の収支に関する報告書によれば、関係人に関する政治団体として「**〇〇〇〇**後援会事務所」及び「**〇〇〇〇**三重県議会第1支部」の二団体の報告書が提出され、これらの事務所の所在地はいずれも物件所在地であるとして届出されており、これら以外に、物件所在地の事務所に他の事務所機能を併有しているとの事情をうかがうことはできないから、物件所在地の事務所は、政務調査活動の事務所、後援会事務所及び**〇〇〇〇**の政党支部を置いているものと思料される。

ところで、関係人は、第2の2(6)イ(ア)に記載のとおり、物件所在地には、関係人の政務調査活動の事務所、後援会事務所及び**〇〇〇〇**の政党支部を置いているとの理由により、事務所費に関して政務調査費に充当する割合として按分率3分の1を限度として充てるとの修正を行い、これに伴い110,000円を返還している。

この取扱いに関して、ガイドラインの規定（「使途基準」の「3 按分に係る経費の取扱い」の「(1) 按分例」）では、「政務調査の事務所と、同一住所の政治団体が複数存在する場合においては以下のとおりとする。」とされ、「ア.事務所費」では、「(ア)事務所賃貸料は、政治団体数と政務調査の事務所の合計数で按分、(イ)事務所賃貸料を議員において説明できる合理的理由により(ア)以外の方法で按分した場合は、按分の根拠となる合理的な理由を別紙にまとめ添付する」と規定されている。

関係人はこの規定に則して、事務所賃貸借契約書に記載の賃貸物件の賃貸料について、3分の1に按分のうえ政務調査費を充てたものと認められるから、平成24年12月3日付け収支報告書等修正届の提出に伴う事務所費関係分返還額を超えて、更に返還を要すべき金額は発生していないというべきである。

### (3) 調査研究費（第1の1(2)関係）

請求人は、三重県版事業仕分けや議員報酬在り方調査会まで政務調査であるとして、これに係る旅費等を調査研究費として計上しているが、議員報酬在り方調査会の結果は後日議会に何らかの形で報告されるものであり、これらの支出は県民感覚として容認できないなどと主張している。

ところで、調査研究活動については、その県政との「関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである」（札幌高裁平成19年2月9日）とされる一方、ガイドライン（「使途基準」の「4 旅費の運用について」及び「5 政務調査費の支出の可否」の「(1) 旅費」）では、旅費の支出基準、旅費の支出時の注意点及び旅費の支出に係る事務処理等の各規定を設けている。

そこで、用務が「三重県版事業仕分け」とされている調査活動について見ると、三重県ホームページによれば、新たな行財政改革の取組の一環として実施し、「聖域を設けることなく、全ての事業をゼロベースから見直すことで、『日本一、幸福が実感できる三重』の実現に向けて、税金の使い方を変えていきます。」とされ、その見直し対象事業の範囲として、「平成 23 年度予算にかかる全ての事務事業（約 1,900 本）」とし、この「約 1,900 本の事務事業について、『妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性』の 5 つの視点を基本に、各部局が評価・検証を行い」、「さらなる議論が必要と考えられる事業については、行財政改革専門委員会から意見をいただきながら、行財政改革推進本部において検討・協議を行い、外部の視点からその必要性や有効性などを公開の場で議論する事業仕分けを実施します。」とされている。

関係人は、平成 23 年 9 月 17 日に開催された公開の場で議論する事業仕分けについて、政務調査活動に資するものとして傍聴しており、これに要した旅費等について政務調査費を充てているが、この調査活動内容について、関係人調査回答では「仕分け人と県担当者との質疑応答を傍聴して、県が実施すべき事業であるかどうかの判断材料を調査した。」旨が述べられている。また、議会事務局の説明では、議論の内容は「知事等の事務の執行を監視する議会として重要な情報」であるとしており、これらの説明に不合理な点は見受けられない。

以上のことから、当該調査研究活動は、県政に関する調査活動に資するものであると思料されるから、当該支出は違法ないしは不当な支出であると認めることができない。

また、用務が「議員報酬あり方調査会」などとされている調査活動について、三重県議会ホームページ等では、議員報酬在り方調査会は、三重県議会基本条例（平成 18 年三重県条例第 83 号）第 13 条第 1 項の「学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。」との規定に基づき、県議会として、「議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査するため」設置され、平成 23 年 8 月 6 日開催の第 1 回会合から、24 年 6 月 28 日開催の第 14 回会合まで実施し、24 年 1 月 30 日に「三重県議会議員の活動と報酬のあり方～県民の期待・信頼に応える公選職を目指して～（中間報告）」、24 年 6 月 28 日には最終報告書がそれぞれ提出されているとある。

関係人は、これらの各会合の一部について政務調査活動に資するものとして傍聴しており、これに要した旅費等について政務調査費を充てているが、これらの調査活動内容について、関係人調査回答では「議員報酬に関する調査結果と政務調査費に関する有識者の考え方とを調査した。」などと述べられている。これらの内容は、議会事務局の説明でも「地方議会議員の法的位置付けが明確でない中、議員報酬の在り方は地方自治法上の課題であり、三重県県政にとっても重要な課題である」と

している。そうすると、当該調査研究活動は、県政に関する調査活動に資するものであると思料されるから、当該支出は違法ないしは不当な支出であると認めることができない。

また、用務が「議員報酬あり方調査会、ヒアリング、伊勢総合庁舎現場調査」とされている調査活動について、関係人調査回答では「議員報酬や政務調査費に関する自分の意見を述べ、調査会委員と意見交換した。11月会議での質問準備のため、現地を調査した。」旨が述べられている。よってこれについても県政に資するものであるということができ、当該支出は本件用途基準等に合致した事務処理であると思料されるから、当該支出は違法ないしは不当な支出ということとはできない。

#### (4) 調査研究費（第1の1(3)関係）

請求人は、松阪市内に居住する者はもちろんであるが、本県議会議員であれば当然行くべき祭りについてまで、政務調査と称してこれに要した経費まで政務調査費に計上しており、容認できない不当な支出であるなどと主張している。

しかし、収支報告書に添付された旅費等支出計算書には、平成24年2月19日分の用務については、「うきさと町の過疎地域の活性化事業の調査、美し国市町対抗駅伝応援による調査」、24年2月26日分の用務は「三雲町（松浦武四郎調査）飯高町川俣（住民協議会活動調査）大河内街づくり協議会調査」、そして、24年3月10日分の用務は「松阪観光振興調査（第4回宝恵籠道中）」と記載されており、請求人が主張する「祭り」との記載はない。

ところで、調査研究費の用途については、「議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(略)関連性の要件も、原則として、その裁量権が尊重されなければならないから、飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。そして、その裁量権の逸脱がある場合についてのみ、違法の問題が生じると言うべきである。」(札幌高裁平成19年2月9日)とされ、また、「政務調査費の使用が許される『議員の調査研究』(略)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される『議員の調査研究』(略)に当たるものと解すべきである。」(東京高裁平成21年9月29日)とされている。

よって調査研究費の支出については、議員等の広範な裁量に委ねられているというべきであり、裁量権の逸脱や濫用等があった場合にのみ、違法ないしは不当であると判断されるものと思料される。

他方、政務調査費を充てることに適さない例として、ガイドライン（「 使途基準」の「2 政務調査費を支出することが不適切と考えられる例」の「(1) 政務調査費を充当するのに適さない例」 及び ）は、それぞれ「私的活動経費への支出」、「挨拶、会食やテーブルカットだけの出席費用の支出」などを例示している。

ところで、関係人は、これらの調査研究活動を実施しているが、関係人調査回答では、平成 24 年 2 月 19 日分の調査内容について、「過疎化が進んだ宇気郷地区において、住民が進んで地域を盛り上げようとしている現場を視察し、地域協議会会長との意見交換を通じて、他の過疎地域でも参考になり得る示唆を得た。美し国みえ市町対抗駅伝に参加している選手・監督及び沿道の応援者から意見聴取を行い、この事業の実態を調査した。」旨が述べられ、また、24 年 2 月 26 日分の調査内容については、「【午前】1 松浦武四郎祭りを視察し、松浦武四郎記念館館長、地元自治会長との意見交換を通じて、他の地域でも参考とし得る観光による活性化の取組を調査した。2 大河内地区住民協議会総会準備会を傍聴し、三重県内の各市町でも参考とし得る、取組事例を調査した。【午後】川俣地区まちづくり協議会が実施する地区行事の視察を行い、協議会メンバーとの意見交換により、住民が進んで事業を考えながら進めていける仕組みの実態を調査した。」旨が述べられ、更に、24 年 3 月 10 日分の調査内容については、「伝統ある初午まつりの前夜祭として実施されている宝恵籠道中は、市民が発案した新しい祭りであるため、その実態を視察し、見物客からの意見聴取により、祭りを作り、続けていくことの意味を調査した。住民の工夫による新しい祭りが観光面での活性化につながるとの想いを強くした。」旨が述べられており、これらの説明に不合理な点は見受けられない。

そうすると、これらの各調査研究活動は、過疎地域の活性化、まちづくり、観光振興などいずれも県政上の政策課題に関連して、意見交換や意見聴取を交えて実施されたものといえることができるから、違法ないしは不当であるということとはできず、第 3 の 2 (3) に記載のとおり、調査研究活動については、その県政との関連性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであるとされているところ、これらの各調査研究活動について、その実施に当たり関係人に裁量権の逸脱や濫用等があったとの事情を見出すことはできない。

よって、当該支出は違法ないしは不当であるとまでいうことはできない。

なお、第 3 の 2 (3) 及び (4) については、いずれも使途項目を調査研究費とするものであり、その支出科目が旅費であるところ、これらの調査研究活動に係る旅費等支出計算書の支出内訳に記載された自家用車使用距離計数について道路地図距離計算ソフトで概測したところ、いずれも概ね適正なものであると認められた。

また、ガイドライン（「 政務調査費の実務」の「3 収支報告書に添付する証拠書類等」の「(3) 領収書と同等と認められるもの」 ）の規定する「ETC で高速道路等を利用した場合、利用区間と金額が明示されている高速道路会社等が発行する

利用証明書及び利用区間と金額が明示されているクレジット会社が発行する請求明細書」についても適切に添付されていることを確認した。

更に、ガイドライン（「 使途基準」の「5 政務調査費の支出の可否」の「(1) 旅費」の「 経費充当の優先順位」）は旅費について、公費等による旅費との重複支給を認めていないが、これらの有無についても確認したところ、いずれも当該事実は認められなかった。

#### (5) 研修費（第1の1(4)関係）

請求人は、倫理研究所が主催する、宗教性の強い団体とすることができる倫理法人会による早朝会の会費を政務調査費として計上しているが、一般人が自己の研鑽のために参加する研修会の費用であって、県政に資するものではなく、これは到底容認できない違法性の高い不当な支出であると主張している。

文部科学省ホームページによれば、倫理研究所は、同省生涯学習政策局所管の社団法人であり、その目的としては「倫理の研究並びに実践普及により、生活の改善、道義の昂揚、文化の発展を図りもって民族の繁栄と人類の平和に資する。」とあり、展開している事業としては「社会教育施設である倫理研究所の運営、倫理思想の研究等」などと掲載されている。

また、三重県倫理法人会ホームページによれば、「倫理法人会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とした団体である。」とされている。

ところで、ガイドライン（「 使途基準」の「2 政務調査費を支出することが不適切と考えられる例」の「(1) 政務調査費を充当するのに適さない例」）に例示されているように、一般に会費を政務調査費に充てることが適切でないとしているのは、会費が当該団体の会員が当該団体の維持、運営のための経費を相互に負担するものであり、特定の団体の運営経費等を公費にて分担することは適当ではないとしたものと解される。

他方、団体には、当該団体から資料提供や講演参加等の便宜を受けるためには、会員となって会費を負担することを条件としている例も見受けられるから、当該団体の会員となることによって得られる効用が政務調査活動と一定の関連があると認められる場合には、会費の支出は、政務調査費の目的に適う場合もあり、会費の全てがその使途として不適切であるとまではいうことができない。

この点、三重県倫理法人会ホームページによれば、倫理法人会ではその活動内容の一つとして、経営者モーニングセミナーが毎週1回早朝6時から県内各地の会場で開催され、自らの生き方や組織のあり方を考えるための学びの場となっており、

また、経営者の集い・ナイトセミナーでは、全国各地の会員企業人の講話を聴講できるなどの特典があるとされているところ、研修費の領収書等一覧によれば、当該経費は「5・6月分倫理法人会研修会負担金」、「7月分倫理法人会研修会負担金」などと記載されていることから、関係人は主にこれらの研修会に参加することなどに要する経費として会費を支出し、これに政務調査費を充てているものと思料される。

以上のことから、これらの研修会の内容は、倫理、精神、人間や組織の在り方などに関するものであり、これが将来の政治等の在り方等についての知識や見聞を深めることができる側面を有するといえることができる。よって、これらが政務調査活動に全く必要でないあるいは有益でないとは認めがたいことから、当該支出は明らかに違法ないしは不当な支出であるとまでいうことはできない。

#### (6) 資料購入費(第1の1(5)関係)

請求人は、関係人が資料購入費のうち「その他資料購入費」として94,550円を支出しており、その中には日本建築学会資料年間購読料12,000円が含まれているが、これは関係人が建築士であるからであり、そのツケを県民の税金で支払わせようとするものである。また、他の新聞購読料等の82,550円についても、全て政務調査費が充てられており、これらについても税金で支払われることには疑問があるなどと主張している。

建築学会資料年間購読料に関して、当該資料の購読の動機やその内容について、関係人調査回答では「県のストック資産に関して専門的・学術的に調査するためのものである。建築物の耐震補強に関する学術的な調査や全国の公共施設の設計・施工例を調査することにより、三重県が行う公共建物の建築・改修を監視し、必要な提案を行うための資料として購読している。」とされている。

また、議会事務局の説明では、関係人は三重県議会において「建築士としての専門性を基に県立博物館建設に係るコスト削減について提案」したり、「伊勢総合庁舎整備工事に係る安全性の問題やそれに起因する移転補償費に関して、建築士としての専門性を発揮した質問」をしている旨が述べられている。

そうすると、これらの資料を購読することにより、建築に係る最新の研究成果や知見を修得することができ、議会事務局の説明にあるように、これらを基に質問等の議会活動にも反映・寄与するといえることができるから、県政の調査研究に資するための資料の購入であるといえる。よって、当該支出は違法ないしは不当な支出であるといえることはできない。

また、他の「その他資料購入費」の平成23年5月分ないし24年3月分の伊勢新聞購読料31,240円、23年6月分ないし24年3月分の読賣新聞購読料30,070円、23年8月分ないし24年3月分のデジタル産経新聞アイチューンストア購読料12,000円及び23年5月分ないし24年3月分の福岡政行カンファレンスボード購

読料 9,240 円、合計金額 82,550 円についても、請求人は税金で支払われることには疑問があるなどと主張しているが、当該支出が違法ないしは不当であることについての証拠の提出はない。

ところで、「その他資料購入費」のうち新聞購読料に関しては、いわゆる全国紙については「県政との関連性が一般的に認められるというべきである」(仙台高裁平成 23 年 9 月 30 日)とされ、また、いわゆる地方紙についても、「議員としての調査研究活動に資する費用ということが出来る」(青森地裁平成 19 年 5 月 25 日)とされている。

更に、福岡政行カンファレンスボードは、福岡政行白鷗大学教授が主催する会員制のオフィシャルサイトであり、そのうち有料のコンテンツ(中身)として「今月の時流・潮流」「政局展望」「ゲストトーク」などが掲載され、その内容は、政治・経済・時事問題に対する見解を発信しているというものである。

以上のことから、これらの各資料は政治・経済等の動向やこれらに対する評論を内容としており、その購入は県政の調査研究に資するためのものではないとまではいうことができない。よって、当該支出は違法ないしは不当な支出であるということとはできない。

#### (7) 広報費(第1の1(6)関係)

請求人は、関係人の広報費の支出は、その内訳や添付された文書で判断すると、                    の政党活動がほとんどであり、入会案内までである。また、封筒には  との記載もあり、通信費を含めてこれらは全て政党から支出されるべきものであるなどと主張している。

##### ア 活動報告及び1月広報

関係人は、平成 24 年 12 月 3 日付けの収支報告書等修正届により、第 2 の 2 (6)イ(イ)に記載のとおり、活動報告及び1月広報にはそれぞれ政務調査活動に該当しない部分があるとして、活動報告については 82%、1 月広報については 87%が、それぞれ政務調査費を充てることのできる部分であるとの、所要の修正が行われている。

そこで、当該按分が妥当なものであるかについて判断する。

広報費に関連して、ガイドライン(「使途基準」の「2 政務調査費を支出することが不適切と考えられる例」の「(1) 政務調査費を充当するのに適さない例」の「政党活動経費への支出」、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動経費への支出」及び「私的活動経費への支出」)では、「政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用」、「選挙ビラ作成経費」、「後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用」及び「議員個人の私的目的のために使用する経費」などが政務調査費を充てることに適切ではない例として挙げられている。

また、ガイドライン（「 使途基準」の「3 按分に係る経費の取扱い」の「(1) 按分例」）では、「印刷物の場合は使用面積割合で按分する。」とあり、更に、「使途基準」の「5 政務調査費の支出の可否」の「(3) 広報費の支出の際の注意事項」 「広報費として計上できる程度については、政務調査に係る部分の紙面（画面）割等で適切に按分をすることが必要です。」と規定している。

規程別表第2（第5条関係）では「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」と定めており、明らかに調査研究活動との関連性がないもの（青森地裁平成24年3月3日同旨）当該普通地方公共団体の議会活動等に係るものでないもの（和歌山地裁平成24年3月27日同旨）選挙活動に関するもの（神戸地裁平成23年5月11日同旨）個人宣伝的な側面を有するもの（東京高裁平成22年11月5日同旨）及び後援会活動に関するものや私的内容に関するもの（横浜地裁平成24年1月18日同旨）などについては、政務調査費を充てることが適さないとされている。

これを基に活動報告について見ると、確かにその紙面の一部は、全国政党ないしは国政政党としての ██████████ に関する記載部分、松阪市議会議員選挙に関する記載部分、関係人の私人としての側面についてPRする部分などに割かれている。

広報紙に関して広報費の支出の適否を判断するに当たっては、紙面上、政務調査費を充てることが許容される内容であるかについて客観的に看取り得るか否かを基準に判断すべきと思料されるところ、これらはいずれも議会活動又は県政に関する政策等について広報するものであるとはいうことができない。

したがって、上記の各部分の記載に要する経費については、政務調査費をもって充てることが適切ではなく、本件使途基準等に照らして適切に按分し、政務調査費の充当には適さない部分の経費を控除のうえ、政務調査費を充てることができるといえる。

関係人は、第2の2(6)イ(イ)に記載のとおり関係書類の精査の結果、平成24年12月3日付け収支報告書等修正届の提出に伴い、活動報告関係分について20,666円、1月広報関係分について2,600円、合計金額23,266円を返還しているが、これら返還額算出の根拠となった按分の明細を確認したところ、関係人において政務調査費を充てることが不適切であると判断のうえ、充当対象外であるとして控除された部分以外に、政務調査費を充てる対象から控除すべき部分は見受けられず、また、按分の明細に示された計算、削除率の算定及び按分率の算出も、いずれも概ね妥当なものであると認められる。

以上のことから、これらの取扱いは本件使途基準等に合致した事務処理であると認められることから、平成24年12月3日付け収支報告書等修正届の提出に伴う広報費関係分返還額を超えて、更に返還を要すべき金額は発生しないというべきである。

#### イ 封筒

封筒の使用目的については、関係人調査回答によれば、長形 3 号封筒は「県政報告会等の開催案内を文書として発送する際に使用する目的で作成した。」とされ、また、角形 2 号封筒は、「県政報告会等への参加者に対し、資料を持ち帰ってもらうために使用する目的で作成した。」とされている。

県政報告会に関する経費は、議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に係るものであるということができ、これらに要した経費を広報費に充てることは本件使用基準等に合致した事務処理であると認められる。

ところで、請求人はこれらの封筒には、                    との記載もありこれらは全て政党から支出されるべきものであるなどと主張している。しかし、                    は三重県議会の会派の名称でもあり、これらの支出は会派に係る政務調査費のうち、広報費として充当し得る性質の経費ということが出来るから、請求人の主張は当たらない。

よって、当該支出は違法ないしは不当な支出であるということとはできない。

#### ウ 通信費

葉書及び切手の購入に要した費用について、関係人調査回答によれば、「葉書は、県政報告会の案内で、出欠を確認するために往復葉書を使用した。」「切手は、県政報告会の案内を文書として郵送する際に使用したほか、県政に対する意見の返信用の封筒に貼付した。」とされている。

請求人は、当該支出が違法ないしは不当であることの証拠を提出することなく、これらの経費については政党から支出されるべきであるなどと主張しているが、県政報告会の案内等については、議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に当たるべきであるから、これらに要する経費を広報費に係る政務調査費に充当するのは、本件使用基準等に適合した事務処理であるということが出来る。

よって、当該支出が違法ないしは不当な支出であるということとはできない。

- ( 8 ) 以上のことから、監査対象事項については、平成 24 年 12 月 3 日付け収支報告書等修正届の提出に伴い発生した返還額 133,798 円が、24 年 12 月 18 日に納入されたことにより、これを超えて更に三重県知事が関係人に対して返還を請求すべき金額は認められないことから、本件請求を棄却するものである。

#### 第 4 附言

政務調査費制度については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第

72号)が24年9月5日に公布され、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、その使途が広げられるとともに、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」こととされた。

また、「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」こととされた。

このことから、本改正の趣旨を踏まえ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際は、県民の理解が十分得られるよう配慮するとともに、その運用に当たっては、適切な支出が行われ、県民に対し十分な説明責任を果たされるよう要望する。

(注 ページ、マスキング及び強調は議会事務局)